

防災減災・県土強靱化対策特別委員会会議録

令和 6 年 7 月 18 日

場 所 第 3 委員会室

令和6年7月18日（木曜日）

午前9時58分開会

会議に付した案件

○概要説明

環境森林部

1. 災害廃棄物処理対策について
2. 環境森林部における安全・安心な森林づくりの推進

○協議事項

1. 県外調査について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（11人）

委員 長	佐藤 雅洋
副委員 長	齊藤 了介
委員	坂口 博美
委員	丸山 裕次郎
委員	山下 寿
委員	川添 博
委員	山内 いとく
委員	重松 幸次郎
委員	今村 光雄
委員	山内 佳菜子
委員	黒岩 保雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	長 倉 佐知子
環境森林部次長 （総括）	田 代 暢 明

環境森林部次長 （技術担当）	松 井 健太郎
-------------------	---------

環境森林課長	壺 岐 さおり
循環社会推進課長	長 友 和 也
自然環境課長	川 畑 昭 一
森林経営課長	松 永 雅 春
再造林推進室長	永 田 誠 朗

事務局職員出席者

政策調査課主幹	野 中 啓 史
政策調査課主任主事	唐 崎 吉 彦

○佐藤委員長 それでは、ただいまから防災減災・県土強靱化対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります、お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

3、概要説明として、執行部から環境森林部に出席いただき、災害廃棄物の処理対策や安全・安心な森林づくりの推進について説明を受けることとしております。

執行部への質疑の後に、4、協議事項として、県外調査等について御協議いただきたいと思います。

このように取り進める予定ですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

環境森林部の皆さん、おはようございます。

本日は環境森林部に御出席をいただきました。

執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の配席表に代えさせていただきたいと存じます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○長倉環境森林部長 環境森林部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の2ページの目次を御覧ください。

本日は、災害廃棄物処理対策について、環境森林部における安全・安心な森林づくりの推進の2項目について、担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○長友循環社会推進課長 循環社会推進課です。

本県における災害廃棄物処理対策について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

初めに、（１）災害廃棄物処理対策の位置づけと進め方についてであります。

平成23年に発生した東日本大震災の教訓を基に、国は平成26年に災害廃棄物対策指針を策定し、都道府県及び市町村はそれぞれの地域特性や役割に応じた災害廃棄物処理計画を作成することとされました。

これを踏まえた県の計画には、緑色の枠の下に記載しております市町村に対する技術的な支援内容や災害廃棄物の処理の委託を県で受ける場合の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等を示すこととされており、本県では平成28年策定の宮崎県災害廃棄物処理計画にこれらを示し、以後、改定を加えているところでです。

一方、市町村の処理計画につきましては、災

害廃棄物の一義的な処理責任者として、仮置場の設置及び運用方針、生活ごみ・避難所ごみ・仮設トイレのし尿等を含めた処理体制、周辺自治体との連携・協力事項等の記載が求められており、平成29年までに県内全市町村が策定済みであります。

また、市町村は、被災時には災害ごとに、一番下の実行計画策定し、災害廃棄物の発生量、処理期間、処理方法を定めることとされています。

4ページを御覧ください。

災害廃棄物の処理主体についてであります。

一般廃棄物に区分される災害廃棄物の処理責任は被災した市町村にあります。災害廃棄物の発生量やその処理能力の有無等によって、民間事業者や支援市町村からの協力などが必要な場合には、下の図にありますように、災害廃棄物の発生量の段階に応じて、県や国の対応も含めて重層的な対応が取り得る制度となっております。

5ページを御覧ください。

今年1月に発生しました能登半島地震における災害廃棄物の処理対策を確認する中で、本県において再認識された課題や新たな課題等が見えてきましたので御説明いたします。

まず、①石川県の被災状況ですが、石川県の推計では、災害廃棄物の発生量は石川県全域で244万トン、これは石川県の年間ごみ排出量の約7年分になるとのことですが、被害の大きかった奥能登地域に限定しますと発生量は151万トン、奥能登地域の年間ごみ排出量の約59年分とことです。

災害廃棄物の種類の内訳につきましては、右側の円グラフのとおりですが、地震による構造物の倒壊・損傷が多いこともあり、コンクリー

トがらが半数を占めております。

それら災害廃棄物の発生要因の多くを占める住宅被害は約7万5,000棟であり、このうち約2万2,000棟について公費による解体が想定されております。

また、災害廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設につきましてもこのページの下段に記載のとおり被災しており、その後、徐々に復旧はしておりますが、最終処分場につきましては、7月1日時点でも6施設が稼働停止中ということです。

6ページを御覧ください。

②、石川県が2月29日に策定した災害廃棄物処理実行計画の概要について御説明いたします。

基本方針として、処理主体に市町、処理目標に令和7年度末までの処理完了、処理方法に可能な限り分別、選別、再生利用することを掲げ、右側の図の上段にありますように、約124万トン廃棄物として処理し、その下の枠の中にありますとおり、約120万トンについて再生利用を図る予定とのことです。

また、このページの下段にありますように、県の役割として、被災市町村への技術的支援、国や他県との連絡調整、人的・事務支援等の調整が位置づけられております。

7ページを御覧ください。

③、石川県における災害廃棄物の処理イメージであります。

流れとしましては、被災現場で解体・撤去されたものを市町が開設した仮置場へ指定されたルールで運搬し、仮置場で粗選別、破碎等を行いながら適正に分別保管しつつ、災害廃棄物の各処理施設へ海上輸送も併用し搬出していくこととされております。

ここでポイントとなりますのが仮置場の管理

運営方法であり、これをいかに適切にできるかによって、処理期間やコストに差が生じてくると考えられております。

また、④にありますように、国等からの人的支援、技術的支援も行われております。

8ページを御覧ください。

続いて、(3) 災害処理対策の本県の課題と取組についてであります。

まず、①、能登半島地震に伴う災害廃棄物の処理対応から見た本県の課題であります。

再認識した課題としましては、廃棄物の撤去・分別に関する住民への周知、仮置場の早期開設、仮置場周辺の渋滞対策、県域を越えた広域処理体制の構築などであります。

被災時に住民に混乱を来すことなく円滑に災害廃棄物を処理するためにも、平時からのこれらへの取組が大変重要であります。

また、下段の表の左側、能登半島地震の現地で生じている問題としまして、インフラなどの復旧の遅れ、その下の最終処分場の被災、その下の仮置場への廃棄物の持込みの遅れなどの問題から、表の右側に記載されております、インフラなどが長期にわたって寸断された場合の廃棄物の保管・処理方法、被災した処理施設の復旧が困難となった場合の廃棄物の保管・処理方法、仮置場への搬入が困難な住民の片づけごみの対応の課題も浮き彫りとなったところであり、これらも踏まえながら、本県の取組を進めていく必要があります。

9ページを御覧ください。

②、本県の取組についてであります。

県では、昨年度から、「災害廃棄物対応力・連携強化事業」により、この図の縦軸の職員の対応力強化と横軸の連携体制の強化を両軸と捉え対策を進めております。

まず、職員の対応力強化としまして、他県の被災自治体職員を講師とする講習会や図上演習の開催、仮置場の選定支援を行うとともに、市町村の計画の改定支援等を行っているところであります。

先ほど御説明いたしました能登半島地震で見えてきた課題につきましても、今年度の講習会、図上演習等で課題として取り上げ、参加する市町村とともに議論・検討していく予定であります。

また、連携体制の強化に向けましては、県、市町村、関係団体等を構成メンバーとしたネットワーク会議を開催し、県全体の連携強化を図るとともに、県内の各ブロック間での連携強化、顔の見える関係の構築を促しているところであります。さらに、能登半島での対応において見られたような県域を越えた連携についても協議してまいります。

また、こうした対策を一体的に進めていく上で関係機関間の調整役が必要と考えられますことから、昨年度から、資料9ページ真ん中に記載の災害廃棄物支援コーディネーターを県産業資源循環協会内に配置し、市町村職員や首長さんに災害廃棄物の対応の重要性の説明や仮置場候補地の視察・選定に向けた助言等を実施しているところです。

10ページを御覧ください。

県内の体制強化に係る今年度の新たな取組であります。

県ではこれまで、大規模災害で発生した災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に進めるため、県内3つの関係団体と災害時の支援協定を締結しておりますが、今年度、新たに林業関係団体に協力をいただけることになりました。

このページの中ほどに記載の宮崎県森林組合

連合会ほか2団体との間に災害廃棄物の処理等の協力に関する協定をそれぞれ締結予定であり、明日、その締結式を行うこととしております。

なお、都道府県と林業関係団体間でこのような協定を締結するのは全国で初めてとなります。

11ページを御覧ください。

最後に、県域を越えた広域連携体制について御説明いたします。

南海トラフ巨大地震のような単独の県では対応できないような大災害が発生した場合を想定し、国は、全国8か所の地方環境事務所を中心に、県域を越えた広域連携体制の構築を図っております。

九州ブロックにおきましては、図の中ほどにあります九州地方環境事務所が中心となる連携体制が構築されており、また、九州各県の連携としまして、被災県を九州全体で支援するための調整役として幹事支援県があらかじめ決められております。本県は熊本県とペアに設定されており、一方の県が被災した場合に、互いに幹事支援県になることとされております。

循環社会推進課からの説明は以上であります。

○川畑自然環境課長 続きまして、環境森林部における安全・安心な森林づくりの推進について説明します。

資料の12ページを御覧ください。

初めに、（１）現状と課題であります。

本県は地形が急峻で、地質も脆弱でありますことから、台風等により山地災害や林道災害が多発しております。

また、令和5年度末現在、県内には災害が起りやすい地区、いわゆる山地災害危険地区は5,442か所が存在し、計画的に工事を着手する必要があります。

さらには、森林が有する公益的機能を高度に

發揮させるためには、伐採後の再造林や保育作業を行うなど、適切な森林管理が求められています。

表1は山地災害の発生状況、表の2は林道災害の発生状況であります。近年は毎年のように災害が多数発生しており、写真にありますように、令和4年と5年には大規模な林道災害や山地災害が発生しております。

13ページをお願いいたします。

（2）主な施策であります。

環境森林部では、第8次宮崎県森林・林業長期計画に基づきまして、①、治山対策の推進としまして、荒廃した森林や災害のおそれのある森林における治山施設の設置や保安林の整備などを行っております。

また、②、森林整備等の推進としまして、再造林や適切な保育作業を進めるとともに、環境に配慮した伐採・搬出に向けた素材生産事業体等への指導を強化しております。

そして、③、林道整備の推進としまして、森林管理を支え、災害時の迂回路となる林道の整備を推進しております。

本日は、この3つの取組として、右側に記載しております具体的な施策について説明させていただきます。

14ページを御覧ください。

まず、1つ目の取組としまして、（2）－①治山事業による安全・安心な森林づくりであります。

まず、治山事業の全体イメージでございます。

治山事業では、山地等が原因となる災害から生活基盤を守るため、治山施設の整備や森林の造成を行い、安全・安心な暮らしと豊かな森林づくりを推進しております。

中ほどのポンチ絵にありますように、森林か

ら海岸まで事業を展開しており、治山事業は、森林法に基づく保安林及び保安施設地区と、地すべり防止法に基づく地すべり防止区域内において実施しております。

山地における治山事業では、左上の治山ダム工にありますように、溪流内の不安定土砂の流下防止のほか、溪流の縦横侵食の防止を目的に設置しております。

また、山腹工は、右下にありますように、崩壊した斜面の復旧を図るためにコンクリートや木製の土留工を設置したり、植栽工やのり枠工などを施工し、山腹斜面の安定を図っているところです。

その左の地すべり防止工は、地すべり活動を抑制するための集水井のほか、地すべり活動を抑止するアンカー工なども実施しています。

また、海岸部では、海岸防災林の整備としまして、海岸の飛砂・風害、潮害保安林等の健全性を保つため、防潮堤や消波ブロックの設置のほか、松林の造成なども行っております。

さらに、右上の保安林の改良としまして、手入れの遅れた保安林において下刈りや除伐・間伐などの保育作業なども行っており、公益的機能の機能向上に努めております。

15ページを御覧ください。

治山事業でのハード整備の主な事業について、順に説明いたします。

まず、「復旧治山事業」では、自然現象によって発生した崩壊地の復旧整備を行っており、山地災害被害箇所の早期復旧に努めております。

次に、「予防治山事業」では、地域における防災に関する取組と一体となって災害を未然に防止する事業で、山地災害危険地区等において人家裏の斜面崩壊防止対策や落石対策工事などを実施し、災害の未然防止に努めております。

次に、「林地荒廃防止事業」ですが、シラス地域など特殊土壌地帯での被害対策のために特化された事業で、風倒木や流木を原因とする山地災害の未然防止を図っております。

左下の保安林の改良ですが、治山事業施工地や保安林の機能が低下した保安林において、下刈り、施肥、除伐、本数調整伐などの保育を実施し、森林の機能向上を図っております。

次に、「荒廃溪流流木等対策事業」であります。この事業は県単事業で、財源は県の森林環境税を財源としており、台風等で発生した溪流沿いに堆積した流木の除去のほか、写真にありますように、人家そばなどで危険木の除去などを行っております。

昨年度の国庫事業の実績は、右下にありますように、これらの事業を県内で44か所を実施しております。

特に山地災害危険地区が採択要件の一つとなっております予防治山事業、緊急予防治山事業、林地荒廃防止事業などは半数を超える26か所を実施しておりますが、防災・減災対策を推進する上で大変重要でありますので、今後も計画的に工事に着手することとしており、国に対しましても、国土強靱化等に関する必要な予算の確保について要望しているところであります。

16ページを御覧ください。

治山事業で実施しているソフト対策について説明いたします。

山地災害危険地区は、林野庁が定める調査基準等に基づきまして、点線囲い①の地形、地質、②の学校などの保全対象を県が調査し、山地災害の発生危険度が一定基準のものを山地災害危険地区として指定しております。

山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の3種

類で、県ホームページなどへの登録や現地に表示板を設置するなど、地域住民へ周知し、防災意識の向上に努めております。

また、地元消防団などとの危険地区調査を踏まえた治山事業実施箇所の選定や市町村防災会議での地域防災計画の見直しなど、警戒避難体制整備の基礎資料として活用しているところであります。

次に、17ページを御覧ください。

次に、(2)－②と③の適切な森林管理についてであります。

上段の図のように、効率的な森林整備を行う上で基礎となります林道などの林内路網を整備した上で、主伐後には再造林や下刈り、間伐等の森林整備事業を着実に実施することにより、下段の図にあるような国土保全機能や水源涵養機能の維持・増進に努めております。

18ページを御覧ください。

(2)－②、森林整備事業についてです。

災害に強い森林づくりに向けては、再造林や間伐等の森林整備の実施により、森林を健全な状態に保つことが重要であります。このため、国の公共事業である「森林環境保全直接支援事業」では、森林所有者等が行う植栽、下刈り、除間伐等を支援しております。

また、水源涵養や山地災害防止機能の発揮が求められる森林においては、県の森林環境税を活用して「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」により、伐採後の速やかな再造林や広葉樹の植栽等を推進するため、かさ上げ補助を実施しております。

19ページを御覧ください。

(2)－②環境に配慮した伐採・搬出の指導強化についてであります。

県では、伐採に起因する土砂の流出や山地災

害を未然に防止するため、例えば伐採作業であれば、枝条や残材等の適切な処理、搬出路開設であれば、急傾斜地を避け、小まめな排水、埋め戻しを行うなど、伐採事業者が注意すべき項目を整理した伐採、搬出及び再造林ガイドラインを作成して、各種研修会等で周知しております。

また、伐採パトロールにおいては、市町村等と連携しながら年間120回程度のパトロールを行い、先ほど説明しましたガイドラインに基づいた現場指導を行うとともに、伐採跡地調査では、梅雨時期前に市町村や土木事務所と連携して伐採跡地を調査し、土砂流出等が懸念されるような箇所については、水路への誘導のための土のうの設置や集材路の埋め戻しなどについて、伐採事業者に対策を指導しております。

20ページを御覧ください。

（2）－③林道整備事業についてであります。

「森林環境保全整備事業」などの事業により、森林施業や木材等の輸送を効果的に実施するとともに、災害時には迂回路となる路網を整備するため、下段の写真にありますように、開設、改良、舗装を実施しております。

また、右側のチラシは、今年の4月に西都土木事務所内におきまして県道が被災したため、その迂回路として林道を活用した事例でございます。

説明は以上です。

○佐藤委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がありましたら御発言をお願いいたします。

○今村委員 御説明、ありがとうございました。ごみの仮置場の件に関して、ちょっと御質問させていただきます。

平成29年に計画をそれぞれ立てていらっしや

るということで、それに対しての進捗状況というのは、今、どういった状況になっているのでしょうか。

○長友循環社会推進課長 仮置場の確保につきましては、例えば南海トラフ巨大地震においては約250ヘクタールが必要と県の計画で推計されているところでありますが、毎年度、市町村の廃棄物対策主管課のほうに選定状況等を調査しておりまして、令和5年度の調査では、廃棄物所管課のほうでの調査結果としまして、218か所、236.85ヘクタールを候補地として想定しているという回答をいただいているところであります。

○今村委員 ありがとうございます。今のは南海トラフでのということであったんですが、それはもう一番大きい被害を想定しての計画という考えでよかったでしょうか。

○長友循環社会推進課長 おっしゃるとおりでございます。

○今村委員 ありがとうございます。

○山内いっとく委員 災害廃棄物処理対策について伺いたいと思います。

災害が起こったときの廃棄物ですが、県内で処理できない分を県外へ出すことになるのかなと考えているところですが、石川県では244万トンということで、今、実際、県内でどれぐらいの分が処理できているのかと。処理ができない場合に、九州各県で連携しているということでしたけれど、どこら辺にどれぐらい出すとか、そういった計画はあるのでしょうか。

○長友循環社会推進課長 資料の11ページを御覧ください。

先ほど御説明いたしました県域を超えた広域連携体制の図でございます。

令和3年3月に策定しました宮崎県の災害廃

棄物の計画においては、約1,500万トン、県内で災害廃棄物が出ると推計しております。

そのうち、焼却が42万8,000トン、埋立てが78万トン、再生利用が1,387万トンでございまして、焼却については4年半ぐらいかかるのではなかろうかと思積もっているところであります。

ただし、先ほど委員がおっしゃいましたように、石川の事例のように、処理施設が被災したりとか、処分場のほうが被災しているというふうになると県内での処理とかは難しくなっておりますので、県内で処理ができないような場合には、11ページの図にありますような九州各県での連携体制を構築して協議をしながら、どの分を外に出すかとどこが引き受けてくれるかと協議していくことになっております。

あらかじめ、どれだけを外に出さなきゃならないとか、今、そういう見積りはしていないところでありますので、実際に災害が起こったときに、この枠組み等の中でいろいろ意見交換していきたいと思っておるところでございます。

○山内いっとく委員 確認になりますけれど、処理施設が被災した場合だけ県外へ出すという計画になっていると。また逆に、他県が被災した場合に、そういった連携で県内に持ってくる可能性があると思うんですけれど、その場合に、処理施設として県としては持っているわけじゃないので、各市町村へ連絡することになると思うんですけれど、どこにお願いするとか、そういった話は被災してからの話という理解でよろしいでしょうか。

○長友循環社会推進課長 おっしゃるとおりでございまして、他県の分が入ってくる分につきましてもこの枠組み等の中で協議をしまして、県同士もしくは市町村個別の連携協定を結んでいるところもありますので、その中で話を

して、どこが受け入れるかということを協議していくことになると思います。

○佐藤委員長 よろしいですか。ほかに。

○黒岩委員 処理については市町村ということが原則なんですけれども、本県の場合には漁港とか港湾、こういったものがありまして、そういったところにも恐らく大量のごみの流入があるだろうと思いますが、この処理についてはどういうふうになるのでしょうか。

○長友循環社会推進課長 流木等が港湾とか海岸等にあると思いますけれども、そちらのほうにつきましては、それぞれの管理者の方で処理をしていただくことになっておりまして、国庫補助と公共施設の補助等を活用してやっていただくことになります。

管理者がいない海岸等につきましては市町村の担当になりますので、市町村のほうで、国の補助を活用しながら処理をしていただくことになるかと考えております。

○黒岩委員 それぞれ管理者が処理するんだというところなんですけど、回収したごみについては、市町村が設置する仮置場、そちらのほうを活用するということになるのでしょうか。

○長友循環社会推進課長 大規模災害の仮置場につきましては、まずは生活に密着する、住民の生活環境の保全に必要となるものを置かせていただくということになりますので、流木等、生活に関連性がちょっと低いというものにつきましては、別途考えていただくことになるのかなと思っております。

○黒岩委員 もう一点いいですか。

8ページのところの表の一番下なんですけれど、新たに確認した課題というところの、一番下です。恐らく高齢化が進む本県については、自ら仮置場に搬入することが困難な方が

多いんじゃないかと思うんですけども、これは早急に対策を講じないといけないと思うんですが、こういったところについてはどういうふうにお考えなんですか。

○長友循環社会推進課長 委員がおっしゃっておりでございまして、大変重要な課題だと思っております。仮置場まで来れない方とか高齢者の方の対応につきましては、例えばですけども、特別なごみステーションを置くとか市町村による特別収集——これは国交省もあるみたいですけども——そういった方法があるかと思っておりますけれども、まずは市町村の方と、今年度、図上演習とかいろんな講習会を予定していますので、その議題、検討課題の一つに挙げさせてもらって、検討を進めていきたいと思っております。

ただ、ごみステーション等を近くに置きますと、住民は非常に搬出しやすいんですけども、普段の生活ごみとの混合のおそれがありますので、そこをどう仕分けしてもらうのか、それから、市町村は、仮置場なら一定期間置けるんですけども、住宅のそばのごみステーションはすぐに回収に行かなきゃなりませんので、そこら辺の課題を市町村がどうクリアしていくのかとかいうことも併せて議論していきたいと思っております。

○黒岩委員 早急な対策をよろしく願います。

○佐藤委員長 ほかに。

○山内佳菜子委員 9ページ目の災害廃棄物支援コーディネーターがどういう方で、何人ぐらい配置されているのかということを教えてください。

○長友循環社会推進課長 人数につきましては現在1名でありまして、先ほど申しました県産

業資源循環協会の中に配置されておりまして、特に仮置場候補地等、市町村が候補地は上げているんですけども、それが仮置場の基準として適正なのかどうかという観点等から助言等をいただいております。順次、全市町村を回って助言をしていくということを考えております。

○山内佳菜子委員 平時の備えのお話を御説明いただいたかと思うんですけども、災害後の対応ですとか、国、県、市町村との連携とか、調整も必要になってくと思いますが、そういったことも想定されているのでしょうか。

あと、1人という人数も心もとないかなというふうにも感じていますが、その点はいかがでしょう。

○長友循環社会推進課長 資料の4ページを御覧ください。

被災時におきましては、この図にありますように、まずは被災市町村の処理になるんですけども、図の2段目にあります市町村による広域処理とか県による助言等も行っています。

もちろんコーディネーターの方にも御意見等はいただきたいと思っているんですけども、1名という形ではありますので、被災時には各市町村それぞれに助言いただくということも厳しいのかなと思っております。

コーディネーターは協会の所属で、廃棄物処理業者が協会の会員になっておりますので、各会員のサポートもあります。そこら辺も活用して、御指摘の被災時の対応についても考えてまいりたいと思っております。

○山内佳菜子委員 私がすごく記憶に残っているのが、平成17年、宮崎市が台風14号の被災をしたときに、家庭から出るごみも処理し切れなくて、道路の両脇に泥だらけの家財道具がずらっと並ぶ日が長期間にわたって続いてしまったと

というような光景もすごく覚えています。

やはり平時からの備えも必要なんですけれども、災害時こそ、いろいろ混乱している中でコーディネーターの役割は非常に重要になってくると思いますので、課長がおっしゃっていただいたように、今後の対応についてもしっかり御検討いただけたらと思います。ありがとうございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○齊藤副委員長 用語の意味を説明してください。

13ページの下の林道整備の推進のところの本県の林内路網密度、これはどういうことなのか、ちょっと教えてください。

○松永森林経営課長 林内路網といいますのは、森林整備や効率的な木材搬出のために森林内に路網を配置しているのですが、例えば資料の17ページの上のほうに全体イメージがありますが、森林整備を行うために、一番下の括弧ですけど、森林経営を支え、災害時には迂回路となる林道整備を実施と、このようなものになります。

林内路網密度というのは、この絵でいいますと、林道の延長を森林の面積で割ったもの、そういったイメージになります。県全体でいきますと、森林の中には、林道や作業道ですけども、国県道も入っている部分があります。ですので、路網というのは、森林の中にある林道、作業道、国県道、これが分子になりまして、分母のほうは森林面積になります。

以上でございます。

○齊藤副委員長 ありがとうございます。

それから、15ページの上の林地荒廃防止事業のところの説明の中に特殊土壌地帯というのが書かれているけれど、これはどういうところを

いうのか、教えてください。

○川畑自然環境課長 特殊土壌地帯につきましては、国のほうが指定しておりまして、土質が悪いことによって農業生産性の低いところを含めて指定しております。

宮崎県も指定されておりまして、シラスとか、ボラとか、火山の噴火物でできた地域を特殊土壌地帯として指定しているところでございます。

○齊藤副委員長 あと、全体で5つの事業が記載されておりまして、下に令和5年度の山地治山事業実績（見込み）と書かれているんですけど、この予算の総額は大体どのぐらいですか。

○川畑自然環境課長 令和5年度の事業になりますけれども、山地治山事業全体で、最終で約27億円となります。

○齊藤副委員長 山地災害危険地区が本県は、5,442か所あって、これを解消していくための様々な治山事業ということで理解したんですけど、目的を完成するまでに大体どれぐらいかかりそうなもんなんですか。

○川畑自然環境課長 先ほど申しましたように、山地災害危険地区につきましては、現在5,442か所ございます。順次、事業を実施しているところでございますけれども、先ほど申しましたように、治山事業は年間40か所ほど実施している状況でございまして、今の進捗率が47.8%、2,602か所着手しているところでございます。

当然、これを全部やりますと相当の期間を要するわけでございますけれども、下に人家等があるとか、公共施設等があるとか、そういった優先度の高いところから実施しているところでございます。

○齊藤副委員長 今、進捗率が47.8%ということですが、あと何年ぐらいかかりそうなんですか。

○川畑自然環境課長 ちょっとそこはまだ算出はしておりませんが、単純に年間の箇所数で割っていただくと箇所数が出ますが、限られた予算、先ほど申しました30億円弱の予算でやっておりますので、それを強力に進めていくためには、国が推進している国土強靱化の枠を全て増額していただいて、県でも実施していく必要があると考えております。

箇所で割りますと、まだ数十年以上かかる見込みになりますけれども、優先順位の高いところから実施していきたいというふうに考えております。

○齊藤副委員長 あと、19ページのところの伐採パトロールについて御説明いただいたんですが、実は私もこういう伐採のパトロールって拝見したことがないので、大体イメージとして、何名ぐらいでどういうやり方でされているのかとか、時間だとか、その辺を、ざくっとで結構です。教えてください。

○松永森林経営課長 伐採パトロールにつきましては、伐採する際には市町村に伐採届が提出されます。そのときに、面積は何ヘクタールとか、何を伐採するとか、そういった届出が出来ますので、その情報を基に、市町村のほうと県市町村森林組合、それから地域の素材生産事業者さんが協力してパトロールに回っています。時には警察にも同行をお願いしています。県の出先の職員等も加えますと、大体10名程度で回っていくことになります。

月に大体1回から2回程度実施しております、1か所回るのに半日ぐらいはかかるというふうに考えております。

パトロールのときには、伐採する際に境界を確認していますかということとか、先ほどガイドラインの説明をしましたけれども、伐採する

際には、枝条とか残材を谷に集めている場合にはきちんと撤去してくださいとか、撤去するときには、尾根筋にとか、分散してちゃんとくいで止めてくださいとか、あと搬出路を開設するときには谷から遠ざけてくださいとか、切土・盛土はなるべく押さえてくださいとか、小まめな排水をしてくださいとか、そういったことを指導しますし、もし、もう既に設置しておるのであれば、そういったふうになるようにちゃんとやり直してくださいとか、そういったことを指導しております。

○齊藤副委員長 これは伐採届出が出されているところに対してということなんですけれど、実際はその形態というのは抜き打ちなんですよ。来るって分からないところにやってくるということでもいいんですか。

○松永森林経営課長 そういった場合もありますし、県内で出先の事務所単位に行っているんですけれども、事前に情報をもらわないと対応できないという声もありますので、中には事前にお知らせして実施する場合もございます。

○齊藤副委員長 最後に、この伐採パトロールで、さっきの御説明で指導とかいう話があったんですけれど、きちっとルールどおりにされているところと、これは明らかに徹底して指導していかなくちゃいけないところと分かれると思うんですけれど、大体割合的に、悪質なケースであるものなんですか。

○松永森林経営課長 パトロールで回っているところにつきましては事前に伐採届が出されているところですので、割ときちんとしているところだというふうに認識しております。

悪質な業者といいますのは、そういったこともしていないようなところもありますので、そういったところについては、住民等の通報等が

あれば、市町村とともに、別にまた指導に行くということになります。

○齊藤副委員長 ありがとうございます。

○坂口委員 えてして環境森林の森林づくりというのはそれを感じるんですけど、狙いが分からないんです。今のは、適正に山地を管理して行って、災害に強いと。

ただ、何らかの悪い業者、言うことを聞かん業者がいるんですよという説明を平気で受けるんですけど、そこらに対しての指導力を発揮する検査の在り方。だから、聞かないと、やっぱりあんたらが痛い目に遭うよというようなもの。少なくとも、森林環境税を投入するような対象には外しますというようなものがないと。公的な利益が確保できないことに対して、森林環境税、これは突っ込めないです。だから、そこを一つ分かってないということです。やっぱり大所高所から物を見ていないということです。

それをずっと歴史的に見てみると、例えば、一時期はもう山の頂上まで木を植えろだったわけでしょう。100年たっているわけでしょう。ところが、再造林、ただ日本一の植栽率を競うがために、確保するがために、今度は近いところだけに林道でも通して行って、密度をよくして、そこに木を植えますなんて。言い換えれば、奥に植えさせた山は放りますということでしょう。

一時期は、長い時間、林道も延長していくというのが県の方針だったんですよ。そして、せっかく植えた木をお金に変えていくというのも、これはやらないと思う。やらないだったら、この木はどうなりますか。飢肥杉なんて、100年たったら。

もう酸素供給能力もなくして、光合成をやめて、今度は酸素消費に変わるんですよ。それで

も木は生きていれば呼吸するわけですから、炭酸ガスをどんどん出します。これはもう環境面からマイナスの、負の遺産になるんです。そして、山の木が倒れたら片づけるって、どんなして片づけるんですか。あの木は死んだら全部倒れますよ。雨が降ったら流れ出しますよ。そこを見なければ。

やっぱり少なくとも環境とか、そういった言葉は捨てないと。経済林何とか部ってなるんなら分かるんです。しかし、あなた方はそれに取組むって、畏れ多くも環境とかそういったことを銘打っての部なんですよ。そこんところが分かっていない。だから、一回出直さないと駄目ですよ。再造林日本一になったときに何が果たせるのかといったら、もう山奥はばんばん災害に弱い山になっちゃって、将来、ちょっと守って、その10倍もが壊れるような山になっていきますよ。

今言っていること、意味が分かりますか。今まで約束してきた、あなた方が将来生活が豊かになるよと言った、この奥の山の木をお金に変えさせることを今後セットでどうやっていくのかってということと、そこをどうやって守り抜くのかということ。まだ、山の樹種のゾーン分けだってやっていないわけです。適地に適する木を植えていくって、それが本当の税金を使った山づくりです。そこをまず基本的にどう考えているのかを、これは部長に伺います。

○長倉環境森林部長 委員のおっしゃることを我々、環境森林部として受け止めて、考えていかなければならないと思っております。

戦後の拡大造林で、山の上まで植林してきたのは将来の収入を期待してのことでした。このように材価が落ちてきて、ほとんど収入にならない状態になっているというところで、やはり

適地適木というところもありますけれども、道に近い経済林というところと、そうではない公益的機能のほうを十分に発揮できるような森林にしないといけない、そういったゾーニングと、あと樹種をどうするのかというところもしっかりと考えながら、再造林推進条例をつくりました。それを一番の念頭に置きながら、条例の目的に沿って、グリーン成長プロジェクトを森林組合等とも話し合いながら、宮崎の森をどうしていくのか。将来世代に豊かな森林を——我々も先代の皆様の御努力によって森林という宮崎の宝を享受しているわけですから、それを将来世代に引き継いでいく責務があります。それを念頭に置きながら、グリーン成長プロジェクトを進めてまいりたいと考えております。

今後とも御指導よろしく願いいたします。

○坂口委員 ちょっと厳しく言うみたいだけれど、そうじゃないんです。経済林づくりの50年、100年の体系の下でやっていく山づくりと、悠久の森づくりの1000年、2000年をスケジュールとした山づくり、その仕分けもできていないってことです。だから行き当たりばったりの政策になってしまうってこと。

しかも、条例と銘打っているんです。そのときは、そんなものは全て整理した後で、そしてどういう方向に宮崎の林業というものを進めていくんだということに裏打ちされた条例でないと駄目ですよ。

何か日本一になりたいなって、何かないかって、杉の木をばんばん植えようって、日本一になろうって、そんなんじゃない、その相手方があまりにもかわいそうです。犠牲になっちゃう。早速犠牲になるのが、さっきから言っているように、遠いところ、もう道もないところに苗を担いで植えた山がもう伐採期をはるか過ぎてい

るって、この山を放置するのかということです。それをしてから、今度は新たな考え方で、これを切り捨てるなら、その山主の方々にまずごめんなさいがないと駄目ですよ。そういったものがなくて、ただただ仲よしクラブ的なことで仕事をやっていられたら、県民は迷惑だということを行っているんです。

だから、少なくとも山づくりというのは、言いますように、そこで飯を食おうという人たちの40年、50年、100年といった短いスパンでの計画と、宮崎の言われるような全国に誇れるような山をつくるといたら悠久の森づくりです。そこがゾーン分けです。そんなものがあつた上でこの条例ができなけりゃ、何だったのかなということで、今、僕らは悩まされることになってしまったわけです。

畏れ多くも、この森林環境税というのを特に取り上げているんですよ。それを大義があるからって突っ込むというんですけれど、何の大義があるんですか。むちゃくちゃですよ。だから、この税はやめなきゃ駄目かも分かんない。今のよう森づくりでは、世論が許さなくなる。

これはあなたに厳しく言っているんじゃないんです。これまで何だったのということ。だから、しっかり方針を持って、もうこんなミスは二度、三度やらないぞという下での条例でないと駄目だと。場合によっちゃ、勇気を持って、この条例は廃案にすべきです。そして、堂々とした、どこからたたかれても、つつかれても答えられるような条例にすべきです。

そんな近い里山で銭になるようなところとか、林道が通っているところ、そこに杉の木を植えた結果、宮崎はどうなるんですか。日本一たくさん木が植えられるかも分かんないけれど。

結局、今のところの考え方というのは、ずっ

と修正してきたけれど、次の杉の木を植えやすいところに植えさせようという話じゃないですか。どこに杉を植えるべきだという、そういった大所高所からの判断での再造林日本一だのやれ何だのじゃないじゃないですか。あと30年、50年たったら、また植えた木はどうなるんですか。本当にそこを理想的な経済林としてから、その後もずっと持続できるんですか。その見通しも今の条例の中では見えない。杉の木をよそに負けないようにたくさん植えようやというだけの話みたいな気がしてならないんです。

これについては、こんなにうるさく言ったら嫌われるだけだから言わないけれども。

元に戻ってしまうけれど、先ほどの廃棄物についても、今のような行政の在り方というのはちょっと心配なだけけれど、例えば、今、一般廃棄物をこうやろう、ああやるって、いろいろ計画はあったですよ。それだって、災害のときのごみなんてのは砂まみれ潮まみれで、焼却炉では焼けないんです。焼いたら、機械は即故障です。そこらをどう整理されているのかというのが1つ。

疑うわけじゃないけれど、PCBとかダイオキシンとか、それから有毒金属類、これらについては法律どおりぴしゃっと片づいてきているなということを前提で、災害ごみにもずっといろいろ質疑なり協議なり、僕も加わってきたわけですけど。果たして、PCBにしても何でも、こういったものは法律でやるんで、災害が起こっても絶対に心配ないぞと、その整理ってのは、在庫ゼロとか、確実な保管というのはなされているんですか。ちょっと心もとなくなりました。どんななんですか。議論から外れるかも分からないけれど、一般廃棄物じゃなくて、こういった産廃あるいは有毒物質というようなもの

について、災害に対しての準備というのはどうなっているんですか。

○長友循環社会推進課長 御指摘のとおりでありまして、PCB等につきましては、現在、通常の管理等の指導は行っているところでありますけれども、災害時に起こった対応につきましては、その他の有害物質等と一緒に、事業者に対して適切な管理をとというような指導等のみでありますので、今後改めて、事業者等に災害等の対応につきましても周知を図っていきたいと思っていますところであります。

○坂口委員 周知じゃなくて、もう期限切れているわけだから。法律的には何日までになさいというのがあったんですよ。だから、周知じゃなくて点検ですよ。調査ですよ。そして、駄目だったら、行政的な指導からその他措置まで入り込まなきゃ駄目ですよ。これは人が死んじゃうんですよ。

だから、もうちょっと、本当に重きを置いた取組というか、重大ごととして考えてほしいです。これはぜひお願いしておきます。

○佐藤委員長 よろしいですか。何もないですか。

○長友循環社会推進課長 今おっしゃったことにつきまして、通常のPCBの管理等につきましては、PCB廃棄物と、PCBを含む——低濃度と高濃度がありますけれども——高濃度の製品、低濃度の製品につきましても、御連絡いただいたものは我々職員が出向いて点検等を行っているところでございますけれども、今、委員がおっしゃったような災害時の対応につきまして、改めて、どのように対応していくか等も含めて、今後検討を進めてまいりたいと思っています。

○坂口委員 ぜひ、よろしくお願いします。

○佐藤委員長 よろしいですか。ほかに。

○丸山委員 能登半島のほうで、地震が起きて、災害廃棄物が出たということなんですけど、ここも恐らく各市町村において、3ページにあります市町村災害廃棄物処理実行計画をつくって、発生量とか処理期間とかいろんなをつくっていたと思うんですが、この量というのは、計画どおりじゃなくて、かなり増えているんじゃないかと思っているんですが、その辺はどんぐらい乖離があると聞いていますか。

○長友循環社会推進課長 5ページにあります能登半島地震における災害廃棄物の見込量でありますけれども、これは被災した家屋の棟数などから国の示す基準に基づいて算定した量となっております。①のところに書いてありますけれども、令和6年の2月6日の推計値となっております。

市町村の計画と県の計画の乖離についてはちょっと情報を持っておりませんで、今のところ、県の計画の244万トンというデータしか把握しておりません。

これが実際にどのくらい出てくるかというのは、報道等にもありますように、公費解体がまだあまり進んでおりませんので、それが進んできてから実績との乖離等が出てくるのではないかと考えているところであります。

○丸山委員 それで、宮崎県内でも全ての市町村が災害廃棄物処理実行計画をつくっているんですが、災害時の想定というのが、最大こんな地震が来て、こんだけの棟数が倒れて廃棄物が出ますよという感じなのか。何パターンか分けてつくってもらいたいのかなどと思っているんですが。

南海トラフでも、宮崎市がつくっている計画の廃棄物量と県が予想するのは乖離があると本

会議でも議論がなされているんですが、その辺の想定それぞれの考え方が違うと、また今後、コーディネーターを使って廃棄物の置き場所を考えましようといっても、なかなか整理できないんじゃないかと思っているものですから。

今回の能登半島の事案を見て、ここは本当にどれぐらいの規模を想定して、こんぐらいの廃棄物が出るんじゃないかというのをまず確認していかないと、起きてから考えるんじゃないくて、もう少し想定をしっかりとしないに進まないんじゃないかと思っています。その辺のチェックは、今、どの辺まで進んでいると認識していればよろしいでしょうか。

○長友循環社会推進課長 委員がおっしゃるとおり、事前の想定と今回の実行計画の乖離につきましては、申し訳ございません、情報を持っておりません。把握すべきだというのは考えております。

本県の分につきましては、おっしゃるとおり、宮崎市と県で算定の計算式がちょっと違うとか、いろいろ乖離は出ているところであります。

今回、国のほうが新しい算定式を発表いたしました。それから、また危機管理局のほうでも南海トラフ等の被害想定の見直しをされるというところでもありますので、そのタイミングで、県の計画の改定と市町村の改定を合わせるような指導等をやっていきたいと思っています。

○丸山委員 ぜひ早めにその辺の改定をしていただいて、想定を出して、より理想に近い形を——災害廃棄物置場の数がこの二百何ぼでいいのか、もっと本当は多くないといけないとか、海岸端じゃなくて津波が来ない場所にしないといけないとか、いろんな想定が考えられると思っています。

それが本当に整理されているかが、我々は

ちょっとデータの的にもまだ見ていないもんですから、そういうことも含めてちょっと教えていただいて。災害が起きた後の災害廃棄物を早く処理することによって、再生復興につながっていくということなんです。能登半島の場合を見てみますと、なかなか公費解体も進まないというのと、道もなかなかできていないとか、置き場所もないとか、いろんな問題が絡み合っています。

そのことを考えると、宮崎県も早めに、もっと具体的に、災害が起きたとき、南海トラフが起きたときに本当に処理ができる場所が確保できるのかというのも今のうちから検証していかないといけないと思っています。その辺は今はどこ辺まで進んでいると認識すればよろしいですか。

○長友循環社会推進課長 資料の9ページを御覧ください。

先ほど御説明しましたように、右側にあります図上演習、講習会等で、いろんな災害の状況を想定しまして、訓練、意見交換等を行っているところでございます。

それから、県の計画の改定もおっしゃるとおりなんですけれども、右側にあります市町村計画の改定支援、こちらの改定支援をやっているところでありますので、今年度、委員がおっしゃるように石川県で出た課題等も踏まえて、この部分を使って、いろんな課題に対応する新たな計画、想定等を共有してまいりたいと考えております。

○丸山委員 あと、災害廃棄物は基本的には市町村が処理しないといけない義務や責任があると思っているんですが、超えてしまうと、4ページにあるとおり、事業委託のように県の処理とかが出てくるなど、民間等をお願いするとか

ということになってくると、どういう手段でこの辺がうまく流れていくのか。

これぐらい大きな規模になってくると、もう民間にも協力をもらわんと早くごみがなくならないよねというのは、ある程度、マニュアル的にあるという認識でよろしいのでしょうか。

○長友循環社会推進課長 こういった大規模災害が起こったときの対応手順とか区分につきましては、県のほうで対応マニュアルのひな形をつくりまして市町村のほうに提示をしているところであります。そのマニュアルに沿って市町村ごとのそれぞれのマニュアルをつくるようお願いしておりますので、それがなかなか進んでいないところでありますので、県の委託事業等を通じて、そのマニュアルの作成等の指導等を進めていきたいと考えております。

○丸山委員 具体的には、26市町村のうちにどれぐらいがしっかりと、県としてもこれだったら大丈夫だよねというマニュアルが完成しているのでしょうか。

○長友循環社会推進課長 すいません。まず、市町村ごとの計画とマニュアルとありまして、市町村の処理計画につきましては、27年度に策定後、災害の想定とかごみの分別の仕方が変わっているものに対しての対応ができていないところが多いと認識しておりますので、そこを改善するようお願いしていきたくて思っております。

マニュアルにつきましては、宮崎市のほうは策定をされているんですけれども、ほかの市町村はまだ動きがないところでありますので、そこは県としても作成について力を入れていきたいと考えております。

○丸山委員 マニュアルは宮崎市しかできていないということですので、海岸線を含めて、山間地もなんですけれども、しっかりマニュアル

ができて、ばたばたしないような形にしっかりとしてほしいし、もし民間委託となっても、民間に余力があるかどうか、処理能力があるかどうかを考えると、簡単をお願いしますよと言っても、処理能力がなければ、結局駄目、絵に描いた餅になってしまうと思うものですから。

その辺の民間との協力体制といいますか、協力できる余力があるのか。処理能力がなければ、受けてくださいと言われても結局受けられないような感じがします。その辺も含めて、本当に生かせるマニュアルなのかはどうなっているのでしょうか。

○長友循環社会推進課長 今おっしゃったように、民間の余力とか、そういったようなところの確認、連携等を取るというひな形にはなっておりますけれども、より具体的な部分について改めて点検をしまして、より使いやすいものとなるよう改定等を進めていきたいと思っております。

○丸山委員 ぜひお願いしたいと思います。能登半島の地震を見ると、まだ最終処分場が停止のままとかって結構出ているものですから。この辺は、ふん詰まりになっているからなかなか進まないんじゃないかと思っていますので、民間との連携を含めて、災害が起きたときにも民間がちゃんと活用できるのかということも含めてしっかり検証していかないと、結局、大きな災害が来たときに、ふん詰まりになってしまうって復興が進まないという形になってしまうと思うものですから、しっかりこの辺も、民間等も含めて連携をしていただきたいかなと思っております。

あと、熊本県がパートナーということになっているみたいなんですけれども、熊本地震が起きたときに宮崎県と熊本県の連携というのはう

まくいったのか、あんまりその辺が。ちゃんと災害ごみとかを受け入れたというのが、どれぐらい受けておられるのとかよく分からないし、逆に宮崎県のごみを向こう側が受け入れてくれるというのも、協定のようなものを正式に何かやっているのでしょうか。

○長友循環社会推進課長 11ページを御覧ください。

先ほど、宮崎県と熊本県がそれぞれ被災した場合の幹事支援県になるというふうに申し上げたところでありますけれども、これはそれぞれがそれぞれの分を受けるという意味合いではなくて、九州全体で調整していくという中で、連絡担当の幹事県としてそれぞれが役割を担うということであります。

例えば、本県で大災害が起こったときに全て熊本県に廃棄物が行くというわけではありませんで、熊本県が本県の意向等を聞いて、九州各県と調整をするという流れとなっております。

幹事支援県という制度ができましたのが令和5年の2月でありますので、熊本地震のときにはこの制度はなかったんですけれども、その当時、熊本地震の一般廃棄物、災害廃棄物のほうを県が調整して受け入れたということはありませんで、多くは福岡とか佐賀とかあちらのほうに回ったと。

一部、市町村同士の個別の協定で受け入れたところもあると聞いております。

○山下委員 関連なんですけれど、宮崎県は県外廃棄物の持込みはノーなんですよね。こういう災害のときは、それは解除されるんですか。

○長友循環社会推進課長 災害廃棄物は一般廃棄物に該当しまして、一般廃棄物につきましては、大規模災害で生じた廃棄物、単独県で処理できないような廃棄物は、今見ていただいた11

ページのような調整で受け入れることが可能となっております。

また、この一般廃棄物を産業廃棄物処理場で受け入れる場合には、通常の届出で受け入れることはできるんですけれども、大規模災害、非常災害のときは事後の届出で受け入れることができることとなっています。

今、委員がおっしゃいましたのは産業廃棄物のほうの受入れでありまして、産業廃棄物につきましては、県外産廃を受け入れないことを原則としております。これは、全て駄目だというわけではなくて、九州内で廃棄されたもので、そのところに処理する施設がないとか処理し切れないようなものにつきましては、やむを得ないものについては事前協議で審査を受けて、受け入れている場合もございます。

大規模災害によりまして他県の産業廃棄物処理場の被災があった場合は、他県の産業廃棄物につきましても、ほかの自治体と協議等を行いまして、受け入れることもあろうかと思っております。

災害廃棄物は一般廃棄物でありますので、そこはちょっと違いがあるというところでございます。

○山下委員 一般廃棄物の市町村が管理している焼却場ちゅうのは、ほぼ自治体で満杯の状況でやっているわけじゃないですか。そうすると、やっぱり産業廃棄物は、業者がやっているようなところでないと大規模な受入れはできないと思うんです。だから、そこの辺りの確認をしたところでした。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○川添委員 先ほどの議論の繰り返しで大変縮小なんですけれど、19ページの伐採パトロール、地元からも非常に、改めて、後片づけができて

いない、伐採の破片が散乱した状態で業者が帰ってしまっているということで、災害につながりかねないということで。そもそも伐採届を出した箇所については、全部、確認のための検査、監視に行かれているんでしょうか。

○松永森林経営課長 伐採につきましては、伐採する方、所有者の方が、まず市町村に伐採届を提出します。そして、伐採が終わった後には、30日以内に市町村にその報告をすることとなっております。その報告を受けて、市町村はそれを確認するようになっております。

市町村のほうは、マンパワーが少ないといえますか、なかなか少ない人数ですので、その確認の方法というのは、例えば県のほうで森林GIS、空中写真が見れるようなものがありますので、その空中写真を見まして、——伐採につきましては、市町村がちゃんと届出どおりにやっているかを確認するような仕組みになっております。

○川添委員 お尋ねしたかったのは、伐採した箇所は全て確認のために現場に行って、残骸が放置されていないかとか、全て確認されているかどうかということなんですけれど。空中写真で分かればいいんですけれども、そこのところが。

そもそも伐採届は年間にどれぐらいの件数が出されているんでしょうか。

○松永森林経営課長 伐採届は年間6,000件出されております。ですので、伐採完了後30日以内に届けが出てきましたら、市町村のほうでそれを確認していくという仕組みにはなっておりますが、市町村のほうでその全てに対して現場に行っているかというところは、ちょっとなかなか厳しいのかなというふうに考えております。

○川添委員 要は、全て網羅して、全て検査確

認をやっているところまで手が回っていないんじゃないかということを申し上げたいんですけれども。

要は、これだけ伐採の頻度が増えている中で、実施回数が横ばいというか、近年減ってきているというか。この実施回数の中で、何か所かはもちろん回っていらっしゃるでしょうし、空中写真でもいいんですけれども、全てにおいて、ある程度状態が悪いところについてはチェックが入れられる体制をつくらないと、非常に目に余る状態であるということを言われております。

そして、伐採をする際、最近、雨が多い状況がずっと続いていたんですけれども、雨の中でも伐採の業者が入ってされるものですから、林道がぼろぼろに壊れて、土がもう流出していると。せめて雨が強いときは控えるとか。

これは業者の生業ですから、簡単にね——生活がかかっているところはあると思うんですけれども。

ガイドラインの中で、そういったところで少し、林道の破損に十分注意するような、天候に留意してやるような、そういうことも必要ではないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○松永森林経営課長 委員のおっしゃるとおりでございまして、県でガイドラインを作成しておりまして、そのガイドラインの周知をするために、リーフレットを作成しまして全ての伐採事業者に配布しますとともに、19ページの左側の写真にあるように、昨年は県内3か所で素材生産事業者さんに案内しまして、約200名近くの事業者さんに参加していただきまして研修会をしたところでございます。そのときに、おっしゃいましたような雨の日には作業をしないとか、そういったことも含めまして、ガイドラインの周知徹底を図っていきたいと考えております。

また、伐採パトロールにおきましても、同じように、現場で遵守を指導してまいりたいと考えております。

○川添委員 広範囲に及ぶたくさんの箇所が動いているわけですので、徹底できない部分もあるでしょうけれど、非常に目に余るような状況が続いているというところは認識していただいて、市町村と連携して、改善をぜひ求めたいと思います。

○佐藤委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○重松委員 6ページの災害処理の件なんですけれど、先ほど丸山委員もおっしゃっていたように、民間事業者との連携も重要だということで、私は東北の震災の後に宮城県に会派で視察に行行って、再整備をするのも大変重要だなというふうに思っております。

そのときに、ものすごく大手のゼネコンが入ってこられていて、本当に大型なベルトコンベアとか、それをラッピングする方法とか、きちっと仕分けをするような仕事をされていらっしゃるんですけれど、そういうことに対する設備へのアドバイスというか、それについては、県のほうから国とか、そちらのほうに要請されるもんなんでしょうか。

○長友循環社会推進課長 おっしゃっているのは、一次仮置場の後の二次仮置場で、大手ゼネコン等が機械を入れまして選別をやっていくというものでありますけれども、宮崎県の計画等でも、そこは市町村だけではなく、県が関与していく部分もあるのかなと思っております。

それに対する国との具体的な協議等はまだまだやっておりませんけれども、いただいた御意見を参考に、今後の議論等を深めていきたいと思っております。

○重松委員 よろしく願いいたします。以上です。

○丸山委員 5ページの能登半島の住宅被害が、7万5,000棟のうち約2万2,000棟が公費解体と書いてあるんですけれども、自分でやりなさいというところと公費でやりますよという差ってのはどこで区切られているものなんでしょうか。

○長友循環社会推進課長 公費解体の関連でございますが、災害発生により被災した家屋等の解体撤去は、まず原則としては所有者の責任ということになっているんですけれども、災害復興に当たって、被災自治体は、全壊しているもの等につきましては国の補助金を利用して処理できるということになっております。

それから、政令で指定する特定非常災害、今まで阪神大震災とか東日本大震災とか7つほどあるんですけれども、その特定非常災害に指定されますと、半壊についても公費で解体できるということになっておりまして、能登半島地震は特定非常災害に指定されておりますので、全壊と半壊に当たるものについては石川県のほうで公費解体をするというような計画をしているということで、それ以外のものがこれに該当しないものと考えております。

○丸山委員 2万2,000棟が全壊か半壊だということは、残りの5万棟ぐらいは、リフォームじゃないけれど、造り直すとやっぱり崩さなくちゃいけないという、どういうイメージをすればいいでしょうか。

○長友循環社会推進課長 半壊・全壊に該当しないものとしまして、一部損壊とか準半壊とか、率があるみたいですが、それらについては国の補助の対象にはならないものですから、各所有者のほうで、解体をされるのかどうかは分かりませんが、修繕して使うとかある

と思いますけれども、いろいろな罹災者の補償等もあると聞いていますので、そちらを使いながら対応されていくのかなと思っております。環境省の補助メニューの公費解体としては該当しないということで御理解いただきたいと思います。

○丸山委員 制度上のことで、そういう制約があるのは分かりました。

なかなか解体が進まない理由としては、道路とか人がいないとかということも聞いているんですけれども、宮崎においてもそういうことが想定されるのと、もう一つ心配しているのは、最終処分場が7施設被災して、もう6か月、7か月たっているのに6施設もまだ動いていないというふうになると、ここにはのり面とか処理場が使えないからと書いてあるんですけれども、この辺りの補強、今後起きる前にそういう対策を打つとかなくちゃいけないというのは今後議論しないといけないかなと思っています。

宮崎であれば例えばエコプラザがありますけれど、エコプラザにもいろいろ問題があって、地震があったときに、その処理場が駄目になって使えなくなるんじゃないかと不安に思っているんですが、その辺の基準の見直しをして、補強もしないといけないとかというような議論が今後進む可能性はあるという認識でよろしいでしょうか。

○長友循環社会推進課長 おっしゃるように、施設の耐震性等については非常に重要な課題と考えております。焼却施設等の耐震化等につきましては、今のところ、使えそうな補助事業等もないんですけれども、国の補助の対象となるような起債のメニュー等もありますので、そこら辺のところを市町村に情報提供していきたい

と思っております。

ただ、最終処分場につきましては、山間部にありまして、それを耐震化するということが今まで想定されておられません。もちろん設置場所を検討する場合に、被災の少ない場所とか考えることは可能と思うんですけれども、被災を防ぐというよりも、被災して施設が使えないということが十分あり得ますので、そのときの対応をどうするかということを今後の研修会とか図上演習のシナリオ等に盛り込んで、議論を深めていきたいと思っております。

○丸山委員 仮に被災したときに、災害とかの補助メニューを国のほうに早くつくるようにということを——これは宮崎県だけじゃなく、どこで起きてもおかしくない話ですので、全国知事会を含めて、このような施設が復旧できるようなメニューとか、もしくは災害が起きても強くあれるように補強するメニューも早期につくってほしいという議論もすべきじゃないかと思っているんですが、その辺は何か進んでいるんでしょうか。

○長友循環社会推進課長 施設が被災した後の災害復旧等につきましては補助事業があるんですけれども、委員がおっしゃいますように、被災する前の対策については議論ができていないところでもありますので、国との協議等の場でいろいろ意見交換をしていきたいと思っています。

今のところ、まだそういう議論等はできていないところでもあります。

○丸山委員 ぜひ今後は議論を深めてもらって、できれば改正を要望するような形に持っていただくとありがたいかなと思っております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○黒岩委員 今の件に関連してなんですけれども、公費解体の場合の所有者の同意の件なんで

すけれども、能登半島の場合には、環境省と法務省で、特例的に所有者の全部が同意しなくてもいいですよという通知が出されたというふうに記憶しているんですが、これは今後法制化されるのか、それとも今回限りなのか。県としては、今後、そういったものを事前に国と打ち合わせをしていくのか。そういった対応というのはどういうふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

○長友循環社会推進課長 おっしゃいますように、能登半島地震の公費解体につきましては、行政の職員が足りないのと併せて、建物の所有者、共有者の同意が取れないとか、所在が分からない、相続登記がされていないとか共有者不明ということで、公費解体が進んでいないというのは事実でございます。

今、委員がおっしゃいましたように、国の特例としまして、そもそも建物としてないと。建物としてないんだから、所有者、共有者の同意は取らなくていいのではないかということで、法務省のほうで復興支援ということで職権で滅失登記をするようなもの、それから所有者が不明の場合、民法の新制度がありまして、利害関係人が裁判所に管理人を選定して裁判所が公告するとか、それから共有者の意向が確認できませんけれど、所有者が宣誓書というものを出せば、いわゆる後の面倒は自分で負いますよと宣誓書を出せば公費解体の補助が出るということを国が全都道府県に通知しておりますので、今回の災害に限ったものではないとは思っております。

災害の程度によると思うんですけれども、本県におきましても、能登半島地震みたいな大きな災害が起きればこの制度が活用できると思っておりますので、今後はその活用が円滑にでき

るように、先ほどから申しておりますように、市町村との勉強なり訓練なりをやっていきたいと思っております。

○黒岩委員 ということは全国に通知をされた段階で、もう制度化されたという認識でいいということでしょうか。

○長友循環社会推進課長 そういうことでよろしいかと思えます。

○佐藤委員長 よろしいですか。ほかには、関連でもございませんか。その他もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、ないようでありますので、これで終了したいと存じます。執行部の皆さん、御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○佐藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、協議事項（１）の県外調査についてであります。

実施時期は、10月16日水曜日から18日金曜日の予定でございまして、前回の委員会で視察先の希望をお伺いしたところであります。

その際、調査先として、視察先の受入れが可能であるならば、能登半島の調査を希望するとの御意見がございました。

このことにつきまして、石川県議会に状況を確認いたしましたので御報告いたします。

まず、石川県としましては、受入れを一律で拒否しているという状況ではなく、被災地の調査のみ制限があるとの話でございました。

また、被災地につきましても、バス等の移動手段を独自に用意した上で、単独で視察されるということであれば、工事等の支障にならない範囲で行動の制限は特にないとのことです。

このことから、市町村職員等の説明を受けることなく、借り上げバスで被災地を視察して回り、石川県庁内で復旧・復興の状況や課題について御教示いただくという形式での調査は可能かと考えております。

能登半島を県外調査先として調整を進めるか、委員の皆様の御意見をお聞かせください。

○山下委員 そういうことで調整をお願いします。

○佐藤委員長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、能登半島の視察を基本に、他の調査先等を選定していきたいと存じます。

なお、具体的な調査先の選定等につきましては、前回御協議いただきましたとおり、正副委員長に御一任をいただきたいと思います但よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。

次に、協議事項（３）の次回委員会についてであります。

現在のところ、９月定例会以降の委員会において、前回御意見のあった内容を踏まえまして、総務部危機管理局——これは２回目になりますけれども——農政水産部にお越しいただこうと考えているところでございます。

９月の定例会以降の委員会での調査内容につきまして、御意見、御要望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 特にないようですので、9月定例会以降の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

最後ですが、協議事項（3）のその他でございます。委員の皆さんから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、次回の委員会は9月25日水曜日、午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、県内調査につきましては、前回の6月定例会時に委員会で決定いただいたとおり、7月23日火曜日から24日水曜日の日程で県南地域の調査を行い、8月6日火曜日から7日水曜日の日程で県北地域の調査を行いますので、出発時間までに借り上げバスに乗り込んでいただきますようお願いいたします。

服装については、クールビズ期間であることを調査先に伝達しておりますので、軽装で問題ありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策としてマスク着用を求めている調査先がございますので、マスクの準備もお願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時32分閉会

署 名

防災減災・県土強靱化対策特別委員会委員長 佐 藤 雅 洋

